

# 仕 様 書

## 1 業務名

日本国内在住の外国人インフルエンサーや外国人の瀬戸内のファンを通じた情報発信並びに、現地旅行会社向けの商品造成のためのツール整備事業

## 2 実施時期

契約締結の日～ 令和3年3月31日（水）

## 3 業務の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という）は、瀬戸内を囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）が合同して瀬戸内ブランドを確立し、地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目的としている。

そのためには、瀬戸内の魅力を国外の現地旅行会社と将来的な旅行者検討者に向けて発信し、国外から選考される魅力ある観光地域づくりを促進し、もって旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域の活性化を図ることが必要である。

コロナウィルス拡大により訪日旅行が困難な状況の中、機構がターゲットとする米・英・仏・独の各国現地旅行会社と旅行者が、瀬戸内に関する魅力的な情報を入手できる環境を整え、コロナ収束後の旅行先として選ばれることを目的に、次の4の事業を行う。

## 4 業務の内容

### （1）インフルエンサーによる情報発信事業

瀬戸内の観光情報の整備にあたり、適切な国内在住の外国人インフルエンサーを起用し、またコロナ収束後に瀬戸内が安心して観光ができる旅行先であることを伝えられるよう、適切な情報発信を行う。

#### ア インフルエンサーの条件

（ア）使用言語が対象市場国（米・英・仏・独）のいずれかに含まれること

（イ）対象市場国のいずれかの出身者であり、実施期間中において国内在住者であること

（ウ）フォロワーの過半数以上が対象市場国のいずれかの居住者であること

上記の条件に適した上で、機構がターゲットとする対象市場国を網羅できる人数として3～4名の起用を想定しているが、起用が困難な場合は4の(2)SNS 広告事業の発信先言語とのバランスを調整し、対象市場国の偏りが無いような情報発信に努めること。尚、選定するインフルエンサーを予め提案し、その適切性についてデータに基づいて説明すること。

## イ 撮影・取材

### (ア)撮影地

瀬戸内を囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）で、各県3か所以上のスポットをインフルエンサーの意見も含め提案し、事業者決定後に機構と協議の上決定する。

### (イ)行程

上記撮影地を網羅する行程を求める。インフルエンサー4名を起用する場合、4名で7県のスポットを分け、1人あたり2泊3日を想定するが、詳細は協議の上決定する。また、機構職員が一部同行する場合がある。

### (ウ)注意事項

- ①取材の準備、実施に係るインフルエンサーとの連絡・調整を行うこと。
- ②取材で利用する交通機関、宿泊施設、視察先、飲食店等の予約と手配を行うこと。
- ③実施するにあたり必要となる経費（交通費、宿泊費、食事代等）は事業費に含むものとする。
- ④実施中に現地ガイドとの対応やインフルエンサーのアテンドを行い、視察を円滑に進める担当者を同行させること。また、インフルエンサーに対して通訳が必要な場合は、通訳者を同行すること。
- ⑤インフルエンサーが理解を深められるよう、行程表等の資料を作成すること。
- ⑥実施期間中の万一の事態や第三者に対する損害を補償すべき責に対し、保険等の対応可能な備えを事前に行うこと。

## ウ 投稿

### (ア)投稿先

Youtube（動画投稿）、Facebook、Instagram（写真投稿）のいずれかまたは全て

### (イ)投稿条件

- ①インフルエンサーによるメッセージ、機構の公式アカウント URL、スポット紹介文を投稿すること。また、Facebook または Instagram で発信する場合はハッシュタグも投稿すること。
- ②投稿内容はコロナ収束後の旅行先となるような、安心感を与えられる自然豊かなイメージと、現地でコロナ対策に取り組んでいる様子の発信に努め、ユーザーの需要喚起に繋げること。
- ③投稿する時間帯や、連続投稿の間隔など、より多くのリーチやエンゲージメントに繋がる投稿に努めること。

#### エ その他

各投稿における KPI の設定と効果測定を実施すること。KPI は、総リーチ数、エンゲージメント率、Setouchi Reflection Trip 公式アカウント

(<https://www.facebook.com/SetouchiDMO>)(<https://www.instagram.com/setouchi.trip/>)フォロワー増加数を設定し、達成に向けたロジカルな提案を行うこと。また、その結果についても計測を最適な回数分実施し、機構へ報告すること。

#### オ 実施時期

撮影・取材は令和3年1月26日（火）までに終了し、撮影・取材終了から30日以内に投稿を完了すること。

#### カ 予算

9,680,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

### (2) 瀬戸内ファンの外国人を活用した SNS 広告事業

瀬戸内への訪問・滞在経験がある国内外在住外国人に対し、瀬戸内の体験や思い出など、実体験に基づく投稿を促す SNS 広告を配信することで、対象市場国において、瀬戸内の認知・魅力の向上と潜在的な訪問検討層の増加を図る。

#### ア SNS 広告の配信

瀬戸内への訪問・滞在経験がある対象市場国の国内外在住外国人に対し、瀬戸内での体験や思い出を各自の SNS 等へ投稿することを促す SNS 広告を配信する。広告配信方法については、以下の条件を満たす方法を提案すること。

- (ア) 機構が運営する、外国人向け公式 SNS アカウントを運用・活用すること。公式 SNS アカウントの運用・活用では、より多くのフォロワー数を獲得できるよう努めること。

#### 機構の公式 SNS

Facebook (<https://www.facebook.com/SetouchiDMO/>)

Instagram (<https://www.instagram.com/setouchi.trip/>)

(イ) 広告に利用する SNS は、本事業目的である「対象市場国において瀬戸内での認知・魅力の向上と潜在的な訪問検討層の増加」を実現するため最も効果的なものを、根拠や具体的な広告配信方法と共に提案すること。

(ウ) 広告を見た外国人が瀬戸内に関する写真付の投稿を行う動機づけとなる手法を含むこと。

(エ) 広告によらない通常の投稿と区別するため、特定のハッシュタグを含めることを投稿の条件とする等、広告配信の効果が正確に計測できるような手法をとること。

(オ) 広告配信内容は、以下のユーザーに適した内容を配信する。

①瀬戸内を囲む 7 県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）への訪問または滞在経験者

②瀬戸内に好印象を抱いている

#### イ SNS 広告配信結果の分析及びリストの作成

アの SNS 広告の配信による外国人の投稿の結果について、広告配信先の対象市場国ごとの傾向や、広告を見た外国人による投稿内容の傾向・特徴等を詳細に分析し、報告すること。また、広告配信により瀬戸内に関する投稿を行った外国人に対して、今後機構から DM（ダイレクトメッセージ）等で情報発信・提供を行うことができるよう、リストを作成し、提出すること。なお、リスト作成の際には個人情報の取扱いに注意し、機構がそのまま活用できる状態のリストとなるよう、事前に機構と協議の上、作成すること。

#### ウ その他

SNS 広告事業における KPI として、広告を見て瀬戸内に関する投稿を行う国内外在住外国人数の目標数を設定し、達成に向けたロジカルな提案を行うこと。また、瀬戸内に関する投稿を行う外国人が、なるべく複数回、継続的な投稿につながるような広告配信に努めること。

#### エ 予算

6,860,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

#### (3) 海外（欧米）旅行会社向けのツール整備事業

ポストコロナでの訪日、且つ瀬戸内エリアへの誘客を図るため、機構が契約した現地エージェンシーが、海外の旅行会社に瀬戸内の魅力を的確に伝え、商品造成につながるようなツールを整備する。

#### ア 画像データ集の作成

ポストコロナにおける瀬戸内を目的とする訪日旅行商品の造成や、旅行会社のホームページ等で活用を図るため、最新の画像データ集を作成する。

季節性のある画像を撮影する目的として、瀬戸内域内各県 5 カ所以上 50 点以上合計 350 点以上で構成する（香川県直島周辺のベネッセ関連施設を 10 点含む）。

(ア) 画質：A4 サイズで使える高精細・高画質で撮影すること。

(イ) 保存：各画像のタイトルを日本語・英語の 2 か国語で記載し、フォルダーで県毎・エリア毎に分けて保存すること。

(ウ) 納品：DVD20 組以上で納品し、別途に機構が指定するオンラインストレージへの格納作業も行うこと。

#### イ パンフレット・動画作成

これまで、トラベルショー等に出展し、瀬戸内の魅力をアピールしてきたが、コロナにおける開催中止で情報を伝えられないため、下記 (ア) 各市場で商品造成に必要な情報を網羅した瀬戸内の情報集パンフレット製作 (イ) 瀬戸内の魅力が伝わる動画を作成し、現地エージェンシーを活用して旅行会社へ魅力を伝えていく。

(ア) 瀬戸内の魅力が伝わるパンフレット製作 (英語)：48P・4C・アート紙 110Kg 以上の上質紙を使用し、2,000 部以上印刷及び指定箇所 (国内 1 カ所、海外 4 カ所) に納品。また、言語に関してネイティブチェックを行うこと。

(イ) 海外の富裕層に伝わる瀬戸内の魅力をまとめた動画：1 分及び 5 分バージョンの 2 種以上 (BGMあり、英語字幕あり、ナレーションなし) DVD20 組以上納品

#### ウ 撮影

①撮影の準備、実施に係る各関係先や機構との連絡・調整を行うこと。

②撮影で利用する交通機関、宿泊施設、視察先、飲食店等の予約と手配を行うこと。

③実施するにあたり必要となる経費 (交通費、宿泊費、食事代等) は事業費に含むものとする。

#### エ 納品期限

ツールの納品は、令和3年3月10日（水）までに納品すること。

#### オ 予算

19,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

#### カ 著作権

本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て機構に帰属する。また、第三者に委託した場合においても適用する。

### 5 執行体制

上記業務の実施にあたって、機構に対して、サポートや総合的な助言を行うことが可能な体制を整えること。また、その実施体制については提案書に記載すること。

### 6 注意事項

#### （1）情報セキュリティ対策

- ・情報セキュリティ上、問題を発生させる恐れのある機器及びソフトウェアを使用しないこと。
- ・セキュリティ上の脅威が見地された場合に、機構へ速やかに連絡できる仕組みを構築すること。
- ・当業務遂行にあたり収集した個人情報については、法律等の規定に基づき適切に管理すること。また、万が一漏洩等が生じた際はすみやかに機構へ報告すること。

#### （2）制作物に関して著作権並びに所有権は当機構に帰属するものとする。

### 7 報告書・成果物の提出並びに納品について

#### （1）提出物 事業実施報告書 1部

#### （2）提出場所 せとうち観光推進機構

#### （3）提出期限 令和3年3月19日（金）

なお、報告書の作成にあたっては、以下について留意すること

- ①事前に監督職員の承認を受けること
- ②事業実施状況等をわかりやすく編集すること

③事業実施による効果を調査し、とりまとめること。

## 8 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務終了後の完了払いとする。また計画にあった項目が実施できなかった場合は、提出のあった見積書から、その費用を差し引いた額で変更契約することとする。

## 9 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本件委託により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (3) 上記(1)(2)の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

## 10 その他

- (1) 機構と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、適正に履行すること。
- (3) 1と2の業務において、機構がターゲットとする対象市場国の発信に偏りがないように努めること。
- (4) 取材・撮影の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を十分とり実施すること。

(一社)せとうち観光推進機構

担当：長本、川上、木本

TEL：082-836-3217